



Contents

会長室から、こんど～です

経営まめ知識

いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

7

2019
Vol.188

たいせい通信のメール配信をいたします。
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、
お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>

◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業

◆エルアコンサルティング(株)・・・・・・・・・・生命保険、損害保険

◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業

◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel:096-377-1101 Fax:096-377-1114

会長室から、こんど～です

梅雨ですね～。雨がよく降りますね～(；_；)皆様のところは何も被害がなかったでしょうか？
たいせい通信がお手元に届く時には梅雨が明けて本格的な夏がやってきますね。
体調を整えて暑い夏を乗り切っていきましょう(^)/。



今月は以前勉強していた**経営人間学講座**についてお話させていただきます。大阪の妙見閣寺のご住職の竹内日祥上人様が講師でした。講座の内容は**思想・価値観**です。学校で教えてくれない人間の価値観についてです。とても難しいです。

「馬鹿な社員が馬鹿なことをして困った。」など聞かれたことがあると思いますが、お上人様曰く「馬鹿な人が馬鹿なことをする。それは当たり前の事。それを責めてはいけない。賢い人は馬鹿なことにはしない。社員が会社の立場になって物事を考えてくれる会社は素晴らしい会社だ。そのためには**価値観の共有が必要**である。そのために会社は**人材教育をしなければいけない**。」と言われます。

【人は育てたように育つ】

子は育てたように育ちます。誉めても叱りつけても、どのように接したとしても、人はそれに応じた育ち方をします。子を見れば親がわかり、新入社員が入社してきてしばらくすれば家庭での躾、親御さんの考え方などが見えるなと思うときがあります。これが三つ子の魂百までと言われているようにいかに家庭での育て方が大事ということではないでしょうか？先人の言ってることに間違いはありません。社会に出てからは、部下を見れば上司がわかり、社員を見れば社長がわかる。人が勝手に一人で育つことはありません。

人は育てたように育ちます。**周りにいる人は自分を映す鏡**です。相手がそうしているのは、自分がそうしてきたから。周りが助けてくれないのは、自分が周りを助けてこなかったから。部下が上司を信頼しないのは、上司が部下を信頼してこなかったから。得るものを変えるためには、まず与えるものを変えればよいのです。

他人を変えたいければ、自分を変えれば良いのです。人を育てたいければ、自分が育つ姿を見せることなのです。

(経営人間学講座より)

本当におっしゃる通りです。でも人間都合の良いことにすぐ忘れます。
今月紹介したので、“初心忘れるべからず”でやってみたいと思います。



とってはいるのですが、ここからは私の独り言。。。

私たちが社会で育てていただいている時は、ご飯を食べる時間、眠る時間があれば「仕事はできません」とは言えない時代でした。「**仕事の中にしか人間の成長はない**」そういわれ育ってきました。弊社では昨年11月に「**ヘルスター健康宣言**」をしました。今年4月から働き方改革で社員には有給休暇の取得、過重労働防止等が組み込まれています(じゃあ、仕事はいつ覚えるの?)入社して3か月くらい経って「自分には合わないので辞めさせてください。」そんな繰り返しの中、無駄だったと思いたくない費やした社員教育の時間。。。

こんなことで会社を背負っていく社員が育つのでしょうか？

とても不安になります。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『今年の骨太』

6月21日に内閣府より経済財政運営と改革の基本方針（骨太）2019が発表されました。

この基本方針の中には今後の日本の方針が書かれております。

大枠は

「成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化」、「人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進」、
「地方創生の推進」、「グローバル経済社会との連携」

になります。

ちなみに10年前の2009年の骨太は、

「危機克服の道筋」、「成長力の強化」、「安心社会の実現」 になります。

リーマンショックの翌年ということもあり経済の立て直しと安心、安定を骨太としていることが読み取れます。

ここで本年度の骨太を個別にみますと、

◆デジタル市場のルール整備・・・

内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織の設置とあります。（こちらはFacebook・Instagram・Twitter・Amazon・Google等のプラットフォームが該当してくるかと思います）

また、2020年末までに全都道府県で5Gサービスを開始し、2024年まで5G整備計画を加速するとあります。この年までには今よりもデータ通信が更に高速化し益々、IT化は進んでいくものと思われます。

◆フィンテック/金融分野・・・

決済分野について、銀行以外でも幅広い送金を可能にする（支払機能としてはPayPal・LINEPay・楽天Pay・PayPay等が浸透しているが今後、個人間送金も可能になるかもしれません。これにより銀行業界は激変する可能性大です）

◆モビリティ・・・

タクシーの相乗り化やドローンの有人地帯での目視外飛行とあります。

（Uberの浸透によりタクシー業界は激変、ドローンにより宅配業界も激変するかもしれません）



また、地方創生の項目では**東京一極集中の是正、中小・小規模事業者の支援**とあります。

具体的には、地域金融機関、商工会議所等を通じた即戦力となる中核人材の確保支援、サプライチェーン全体の最適化を含めた生産性の向上、第三者継承や経営資源引継ぎ型の創業の後押し、後継者保証を不要とする信用保証制度の創設、保証料負担の最大ゼロまでの軽減、最低賃金の引き上げ（全国平均1,000円）、70歳までの就業機会の確保等があります。

地方創生の項目から予測されることは、今後、地方銀行や商工会議所が人材育成や人材派遣のような役割を果たし、サプライチェーンの最適化とありますので中間業者を省く**ダイレクトマーケティングが主流になり今よりも安価な価格でエンドユーザーに商品が届く時代**が到来するものと思われます。

また、事業継承のハードルが下がるよう借入金の保証を不必要とする制度の設置、最低賃金の引き上げは**非正規雇用の増加に伴う所得増加対策**かと思われ、70歳までの就業機会の確保は**年金、医療費の削減対策**とも推測できます。

以上今年の骨太を私なりにまとめてみましたが、皆様も一度内閣府のHPより閲覧されてみてはいかがでしょうか！
自社の今後の展開や戦略に役立つことが記載してあるかもしれません！





いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「改正相続法第二段が7月1日からいよいよ施行されます」

民法改正を今年に入り、何度もご紹介させていただいております。

第一段として、平成31年1月1日に「**自筆証書遺言書の方式緩和**」が施行されました。

自筆証書遺言書の財産目録については自筆でなくパソコン等で作成する事や作成した遺言書の紛失、隠匿を防止する為、法務局で保管する事が出来るようになりました。

そして、第二段として、令和元年7月1日に改正相続法が施行されます。

内容は、

1. 持戻し免除の意思表示の推定規定
2. 遺産分割前の払戻し制度の創設等
3. 特別寄与請求権の創設

等がございます。

1. 持戻し免除の意思表示の推定規定

民法上、相続人に対して遺贈または贈与が行われた場合には、原則として、その贈与を受けた財産も遺産に組み戻した上で相続分を計算し（持戻し）、また、遺贈または贈与を受けた分を差し引いて遺産を分割する際の取得分を定めることとされています。

今回の改正で、結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して居住用不動産の遺贈または贈与に対しては、「遺産分割において持戻し計算をしなくてよい」という旨の被相続人の意思表示があったものと推定して、原則として、遺産分割における計算上、「**遺産の先渡しされたものとして取り扱う必要がない**」事となりました。

2. 遺産分割前の払戻し制度の創設等

相続が発生した場合、金融機関の預金口座がすぐに引き出す事ができなくなります。（いわゆる「**口座凍結**」）そうなると、生活費や葬儀費用の支払等資金が必要な場合でも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預貯金の払戻しが出来ませんでした。

しかし、今度の改正相続法では、下記の計算式によって他の共同相続人の同意がなくても、単独で払戻しが出来るようになりました。

【計算式】

単独で払戻しをすることができる額 =

(相続開始時の預貯金債権の額) × (3分の1) × (当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分)

※ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額（150万円）を限度とします。

3. 特別寄与請求権の創設

特別寄与請求権料とは相続人でない親族でも相続財産を受け取る事が出来る制度です。

これまでの法律では、どんなに長男の嫁が、被相続人の介護をしたり、家族経営店(農業など)の手伝いをしたとしても、相続財産を受け取る事は出来ませんでした。しかし今回の創設により、被相続人に対する貢献を考慮する事により、相続における遺産分割をより公平にする為に**相続人以外にも一定の財産を請求できる権利を与えました。**

その他遺留分制度に関する見直し等もございます。

今回の相続法の改正は約40年ぶりです。改正になった背景には

- ・高齢化がすすみ、配偶者に先立たれた高齢者（夫に先立たれた妻を想定）に対する生活への配慮
- ・相続をめぐる紛争防止のために、遺言書の利用促進

等の理由があるようです。

詳しくは、是非お問い合わせ下さい。



岡村泰



編集後記：熊本の梅雨入りは6月26日でしたが、これは統計をとり始めて以降最も遅い記録だったそうです。「今年の梅雨入りはえらく遅かったなあ。」などと考えていたら、あっという間に連日の大雨となっております。この時期に雨が降ることは大切ではありますが、これほど雨が降ると災害の危険性が増してきます。皆様も避難情報に十分注意してお過ごしください！